平成２２年（フ）第１８１４号
大阪市天王寺区勝山２丁目２番29号　ナガノハイツ４Ｂ
債務者　加藤瑛美子こと　金　瑛美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５９号
大阪府吹田市尺谷34番11号
債務者　半田淳一郎
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０９号
大阪市大正区小林西２丁目13番12号　丸吉荘201号
債務者　知念　敏夫
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２２号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目16番12号メモリアルタウンＡ棟302号
債務者　住村佳津子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３２号
大阪市北区長柄東１丁目４番23―210号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３３号
大阪市旭区赤川３丁目８番10号
債務者　安藤　　創
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５４号
大阪府東大阪市足代南２丁目３番29号
債務者　文原德秀こと　文　　德秀
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６０号
大阪市城東区東中浜３丁目５番16号　タイガーマンション４Ｇ
債務者　山田　雄治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番―316―102号、住民票上の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番３―512号
債務者　ＫＬＣこと　上野　仁文
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
堺市南区赤坂台３丁９番８―205号
債務者　寺澤　道子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅３棟105号、住民票上の住所堺市北区長曽根町1638番地14
債務者　里村　満江
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
堺市堺区協和町４丁372番地　東団地13号館503号
債務者　金沢造園こと　金澤　平和
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
堺市中区東山503番地
債務者　黒皮　ルリ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
大阪府藤井寺市大井３丁目２番34号、前住所大阪府藤井寺市道明寺５丁目１番７号
債務者　吉村　純治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
大阪府藤井寺市大井３丁目２番34号、前住所大阪府藤井寺市道明寺５丁目１番７号
債務者　吉村　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
大阪府松原市松ヶ丘３丁目７番20　吉村ハイツ105号室
債務者　加納　和明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
香川県高松市太田上町523番地１柳ハイツ202号
債務者　宮武　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係